

箕面市立東生涯学習センター駐車場事業者公募に係る

仕様書

平成26年（2014年）3月

箕面市教育委員会 生涯学習部 生涯学習センター・公民館担当

1. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター駐車場における事業者公募要領（以下「公募要領」という。）と一体をなすものであり、事業者が当該物件を使用するに際し、箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が要求する内容を示すものです。

2. 当該物件の用途

東生涯学習センター駐車場及び東図書館の利用者駐車場として、安全で快適な管理運営を行ってください。

特定の駐車枠を専用の車庫として利用させる形態は不可とします。

3. 駐車場設備機器

駐車場設備機器は、事業者負担において、事業者が設置してください。

工事を実施する場合、図面、工事期間と着手時期など事前に教育委員会に届け出て許可をえるとともに、施工にあたっては教育委員会の指示に従ってください。

4. 使用条件等

（1）営業日及び営業時間

事業者からの提案に基づき教育委員会と協議のうえ設定することとします。

【参考】箕面市立東生涯学習センターの開館時間等

開館時間 : 午前9時から午後10時まで

休館日 : 月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

年間利用者数 : 約77,000人

【参考】箕面市立東図書館の開館時間

開館時間 : 午前10時から午後5時まで

(祝日を除く木曜日は午前10時から午後7時まで)

休館日 : 月曜日、第一金曜日（1月を除く）、12月29日から翌年1月3日まで及び図書整理点検期間

(2) 駐車料金

駐車料金は、近傍駐車場の料金等を考慮し、施設利用者の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で提案してください。

駐車料金の設定は、料金提案を基に教育委員会と事業者が協議のうえ、設定することとします。

また、以下の車両については、無料としてください。

- ① 行政手続きのための来館者（手続きに要する時間相当）
- ② 施設利用に関する手続きのための来館者（手続きに要する時間相当）
- ③ 箕面市公用車
- ④ 施設の維持管理等の用務のための来館者

(3) その他

- ① 利用者への安全対策を行うとともに、事業者と直接連絡することができるインターホン等を設置し、機器の故障時や事故等が発生した場合は事業者が直接対応してください。
- ② 駐車場に関する苦情には速やかに対応してください。
- ③ 損害保険に加入してください。
- ④ 地震や災害等の緊急時・非常時においては適切に対応してください。
- ③ 毎月月報（利用状況、収支状況等）を作成し、教育委員会に提出してください。

5. 使用料

月額 70,000円（税込）以上で提案してください。

電気料は、事業者負担で副メーターを設置していただき、実費徴収します。

※ 月額使用料は、毎月分前払いとします。当月分を前月末日までに納付してください。

6. 経費負担区分

駐車場の使用に係る事業者と教育委員会の経費負担区分は次のとおりです。予め定めのない項目は、教育委員会と事業者で協議して決定します。

項目	事業者	教育委員会
応募に関して必要となる経費	○	
駐車場設備機器の設置及び保守	○	
駐車場管理運営に係る実費（消耗品、通信費等）	○	

施設、設備等の補修		
経年劣化によるもの		○
経年劣化によるもの（小規模なもの）	○	
事業者が設置したもの	○	
第三者の行為で相手方が特定できないもの	○	
天災その他不可抗力によるもの	○	○
第三者への損害賠償（管理瑕疵）	○	
損害保険への加入	○	
使用許可終了時の原状回復に要する経費	○	

7. その他

- ① 教育委員会は、使用物件について随時に実地調査し、資料の提出を求め、その使用に関し指示することができます。
- ② 施設、設備等の使用又は事業の実施に関し定めのない事項が生じたときは双方協議の上解決するものとしします。